



青野 光 議員

固定資産税について

問

旧中山町、旧双海町における宅地及び道路用地の未登記について

- 一・所有権の伊予市への移転登記はどのようにするのか。
- 二・旧二町での事例件数は。
- 三・土地を買った人に対する救済措置はどのようにするのか。

答

中村市長

一・旧中山町、双海町においては、道路改良等にかかわる用地取得を地元寄附という手法で行っている。このことは決して責められるものではなく、全国的にも例はある。

ただ、国庫補助を除く道路事業費等での寄附行為に当た

り、所有権の移転登記はおろか、寄附採納の手続や、土地譲渡契約も交わしていないことが、今大きな問題の原因である。

道路は行政財産であり、市に所有権移転登記をし、市が管理するのは当然である。

今後の対応策としては、登記に向けた懸案事項等の精査を行い、処理経費として十八年度での補正予算計上を目指し、所有権移転登記事務の作業に入るよう指示したい。

三・第三者が取得した場合の救済措置は、法的な問題もあるもので、顧問弁護士とも相談し、適切に処置したい。

固定資産税の還付は、固定資産税の評価における地目の設定は、土地登記簿上の地目にかかわらず、土地の現況にあるものとされているので、面積が確定すれば還付したい。

大きな問題であるので、誤りのないように、可能な限り早急な対応をしたい。

答

中山地域事務所
産業建設課長

二・未登記件数は、現時点では、旧中山町で通常事業における市道十路線二二三筆、農道五路線九〇筆、林道十三路線六一七筆、災害事業として市道二四一筆、農道一五九筆の合計一、三三〇筆である。

旧双海町は、林道八路線一九一筆、災害事業として、市道一四六筆、農道二七一筆で合計六〇八筆の両町合わせて一、九三八筆となっている。



登記がされていない林道

伊予市組織条例の一部廃止について

問

一・機構再編の中「住民サービス」の向上策が盛りされているか。

二・災害に対する指揮・命令系統は十分な対応ができる体制となっているか。

三・職員の交流と意識改革及び人材育成を図られるのか。

四・今の時期になぜ再編が必要なのか、明確な答弁を。

答

中村市長

一・住民サービスの向上は前述のとおりであるが、こうした再編では、指揮命令系統を簡素化し、迅速な住民対応が可能になると考えている。

二・初動体制として、地域振興課が担当し、大規模になると地域事務所長の判断のもと、地域振興課、総合窓口課が連携して対応する。

さらに、台風、大雨等災害の発生が予測される場合には、本庁の技術部門所管課長判断のもと相当数の職員をその地域に派遣勤務をさせるなど、弾力的な対応を可能としてい

る。

三・今回の組織再編では、大幅な配置がえによって出身地に特化することなく、協働の意識を醸成したい目的も持っている。職員は、前例踏襲に固守することなく、常に市民の視点に立って効率性と改善意識を持って、能力とやる気を発揮してもらいたい。

新年度から行政評価、人事評価等の取組も始め、常に評価、検証し、改善を繰り返す。行政運営から行政経営への発想転換を図りたい。

人材育成でも、人事評価に基づき、職員の業務の目標管理を行い、組織的な研修制度を確立し、育成と能力向上を図りたい。

四・合併協定項目で確認されているとおり、一年目から三年目を組織の見直し期間として、四年目から五年目で試行しながら完成形を目指すことにし、目標の組織機構を確立することになっている。

人件費の抑制、一方で地方分権がますます進行する中、事務量は増え、今そのことに対処できる体制づくりをしておく必要がある。